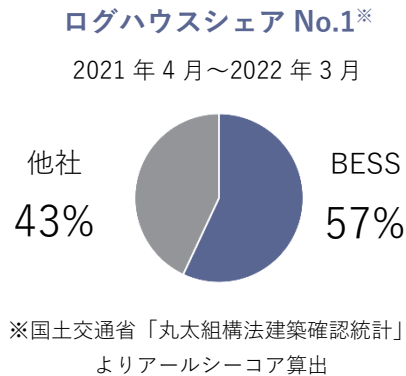


1 企業・業態説明

株式会社アールシーコアは 1985 年 8 月に設立、自然派個性住宅「BESS」の企画・製造・販売などを行っている。ログハウスシェアは日本で圧倒的なシェアを誇る（下図参照）。「家は暮らしを楽しむ道具」、「家の価値はどれだけ暮らしを楽しむことができるかで決まる」という考えのもと、個性あふれる木の家を企画、製造、販売している。



BESS のログハウス

アールシーコアの顧客との関係性は注目すべきものがある。一般的な住宅取引では、「売り手 vs 買い手」といった関係であるが、アールシーコアでは、「造り手 and 使い手」の関係を築き、「楽しい暮らし」という同じ目的のもとにいる。その結果、企業のみならずユーザー自身が、その魅力を主体的に広めていく活動が普及している点が特徴的である。また、アールシーコアは他の住宅メーカーと一線を画したビジネスエリアに存在しており、自然機能や感性を重視した家づくりを指向している。詳細には、マンションやスマートハウスを主戦場とするメーカーとは差別化したポジショニングであり、アールシーコアのブランドミッションとして、自然大事・感性重視のマーケティングで家を企画・販売する独自のビジネスモデルが窺える。



BESS のブランドロゴ

2 知的財産への取り組みと歴史



アールシーコア商品に纏わる知的財産権取得の取り組みについて説明する。アールシーコアが自宅向けのログハウスを販売開始した1990年代当時は、ログハウスの特殊な構造からアールシーコアのマーケットに住宅会社が参入することがなかった。それゆえ、アールシーコア商品の模倣品などが出現することもなかったが、2004年1月に一般的な木造住宅の構造を用いたワンダーデバイス（下記写真）を販売した頃から他社も類似する住宅を販売してきたため、アールシーコアは対抗措置を開始した。これがアールシーコアの知財活動の歴史の始まりである。



2004年度グッドデザイン賞 受賞対象名ワンダーデバイス

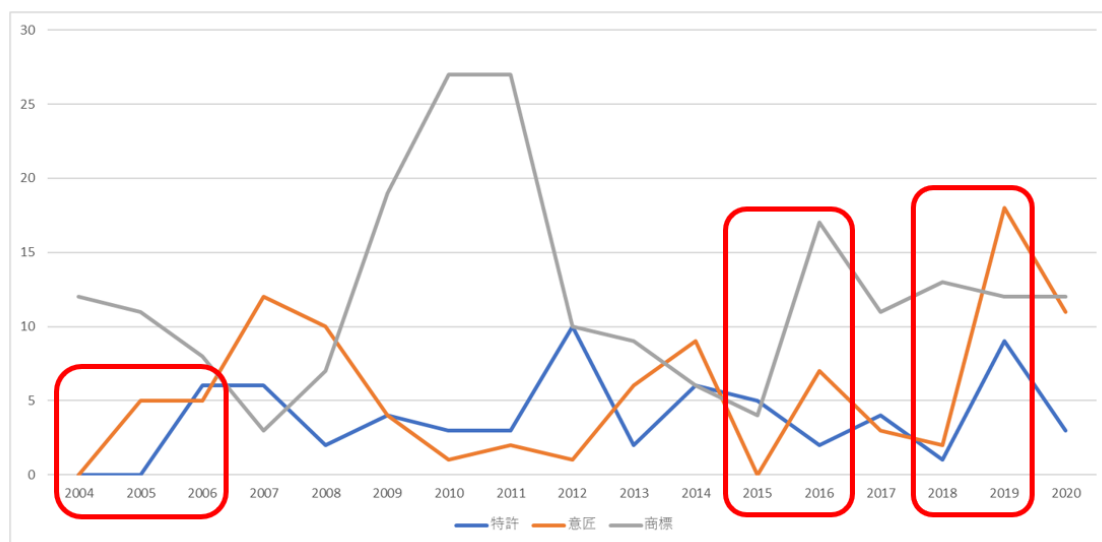
出典：公益財団法人日本デザイン振興会 (<https://www.g-mark.org/award/describe/30537>)

その中でも、下記3つの事件対応がアールシーコアの知財活動のターニングポイントになったと考えられている。

年度	事件詳細	この事件を契機として
2005年	<p>デザイン模倣事件 (初代ワンダーデバイス(3つのフェイスデザイン)を模したチラシが発見され、不競法2条1項3号(商品形態模倣)で対応)</p>  <p>デザイン模倣事件に関する商品デザイン</p>	<p>意匠出願を開始し、特許出願件数増加の契機となった。</p>  <p>最初の意匠出願を行った商品</p>

<p>2014 年</p>	<p>住宅不競法・著作権事件 (不競法 2 条 1 項 1 号 (周知表示混同惹起行為) 著作権法 1 0 条 1 項 5 号 (建築の著作物))</p>  <p>住宅不競法・著作権事件に関する商品</p>	<p>住宅外観の商品等表示性が認められず、請求棄却となった。この事件を契機に、自社ビジネス保護のため、積極的な知的財産権確保を目指し、特許と意匠を組み合わせ出願するなど、より戦略的に出願するようになった。例、「ハシゴ de 本棚」に関する多面的保護の事例。特許 5985530、意匠 1510948、商標 5819359。</p> 
<p>2020 年</p>	<p>組立家屋意匠権侵害事件 意匠法改正 (2020 年 4 月から建築物、内装、画像の意匠が新たに意匠権の保護対象となった)</p>  <p>組立家屋意匠権侵害事件に関する商品</p>	<p>販売差止と損害賠償を認める判決を受け、勝訴した。これにより組立家屋の意匠権の適用範囲が明確となり、結果として住宅デザイン模倣が激減した。</p>  <p>法改正に伴い意匠登録した住空間</p>

下記の図表通り、アールシーコアの各法域の出願件数も上記ターニングポイントの前後で出願件数が増加している傾向にあることが窺える。



アールシーコア提供資料に基づいて NGB が作成


アールシーコアが BESS ブランドで提供する、ワード、デザイン、アイデア等の機能的価値、情緒的価値などを様々な知的財産権を組み合わせることで保護し、かつ類似品に対して積極的に権利行使を行う戦略の背景には、アールシーコアが展開する地区販社を巻き込んだ販売戦略が関係している。アールシーコア商品を地区販社が販売、建築する上で、商標権だけでなく、意匠権、特許権を販社にライセンスする必要があるため、ライセンス対象の商品が、知的財産権で保護された、安全な商品であることを裏付ける必要があり、そのためにも、類似品対応や様々な法域の知的財産保護を行うことは、アールシーコアのビジネスが成長するうえで不可欠なものと言える。

尚、上記 2020 年の組立家屋意匠権侵害事件では、意匠登録第 1571668 号（意匠に係る物品：組立家屋）に基づいて権利行使がなされた。2020 年改正前の旧法では建築物は意匠権の保護対象ではなく、運搬可能な「物品」として意匠登録された「組立家屋」のみが保護対象となるなど制限的であった。同年の意匠法改正により、建築物や内装は意匠権の保護対象となり、アールシーコアは 2020 年 4 月の改正意匠法施行直後に上記意匠登録と同じ基礎意匠（意匠登録第 1571205 号）から派生した、関連意匠（意匠に係る物品：住宅）を別途出願し、登録（第 1683592 号）させることに成功している。

また、上記意匠権侵害事件は、住宅業界の専門誌にて取り上げられ、その中で、匠総合法律事務所
の秋野卓生弁護士は、本事件が住宅業界に大きなインパクトを与えたことや、全国の工務店に
向けて「意匠権侵害に対する注意が必要である」などの注意喚起がなされた。意匠法改正によっ
て、デザインの保護対象が広がったこと、また、この事件は住宅業界全体の知財意識が高まる契
機ともなったと言える。


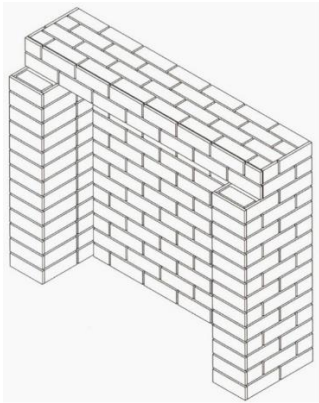
3 主力商品の知財保護に関する説明

代表取締役社長の二木浩三氏は、「住む」より「楽しむ」、「家は道具」をモットーとしている。こ
の基本コンセプトから次々に派生するコンセプトをベースに、アールシーコアは個性あふれる住
宅を次々と展開してきた。その中でも、ワンダーデバイスシリーズのモデル「PHANTOM」は、
正体不明の怪人を思わせる仮面のような一面壁の外観を見せて、実はその仮面の下にある素顔は温
かみのある木の家といったコンセプトで作られている。そこにアールシーコアの知的財産権が多
面的に保護されている。

<p>仮面を被ったようなクールな外観</p>	<p>怪しげなムードとは裏腹に、内側は木の温か い風合いがある。</p>
	

コンセプトモデルは怪人を意味するモデル名（商標登録第 4922482 号商標「PHANTOM」）で表
現し、怪人を表現するファサードデザイン（意匠登録第 1286881 号）を一面壁で覆っている。そ
して耐力壁構造や屋根構造など大空間を低コストで実現するための技術（特許第 6180985 号、
第 6106121 号）で構成されている。さらに、個性あふれる外観デザインは、図形商標（商標登録
第 6585342 号、第 6585343 号）で住宅デザインの商標権保護を試みており、将来的に立体商標
での権利化も視野に入れている。

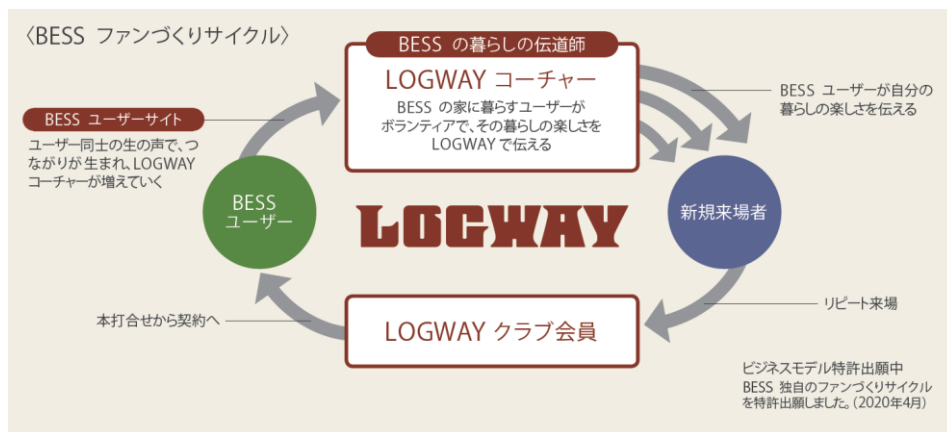
また、暮らしを楽しむ道具として、薪ストーブなどの製品も人気を博している。薪ストーブの設置に関連して建築基準法に「火気使用室の内装制限」という規定があり、以前は、薪ストーブを住宅設備として設置する場合は、部屋の内部を全て不燃材で覆わなければならなかった。さらに地方によっても内装制限の解釈が異なり、一部を不燃材で覆えば設置できてしまう地域もあれば、季節移動型の暖房器具として、夏になったら撤去するという前提でなければ設置できない地域もあった。当時の法制度では、住宅設備としての薪ストーブの設置が困難な状況にあり、薪ストーブやその周辺機器などに機能開発や創意工夫が進まず、独自のデザインが生まれにくい環境があった。そのような法制度の中、アールシーコアは薪ストーブに愛着を持っているユーザーの意向を汲み、関係団体と共に行政に働きかけを行い、「内装制限の緩和」の法改正を実現した。加えて、薪ストーブを室内に設置するための創意工夫を施してきた。例えば、薪ストーブからの加熱により壁面等が過熱するのを防止するために、薪ストーブと壁面等との間に設置するストーブ用遮熱具のオリジナルデザインなどが挙げられる。

ストーブ用遮熱具	意匠登録 1672354
	 <p data-bbox="794 1491 1353 1630">その他の意匠登録 第 1707830 号、第 1668083 号、第 1667991 号、 第 1648381 号、第 1642751 号、第 1504541 号</p>

また、タイル門型タイプの薪ストーブスペースは左右、上部を突出させる門型とすることで、ストーブスペースをコンパクトに納めることを実現させた。そのオリジナルな構造は特許権で保護されている（特許登録第 5722864 号）。

4 その他の知財活動

前述の「家は暮らしを楽しむ道具」という考えのもと、自然機能や感性重視というアールシーコアの自然派個性住宅「BESS」には、その考えに共感した BESS の家の住人が自然と集まり、BESS ユーザー自身がその魅力を広めていく活動がある。これが、LOGWAY コーチャー制度である。この制度は、下図のようなファンづくりサイクルであり、BESS の暮らしを検討している方への家づくりサポートを、BESS ユーザーが提供する仕組みである。このユニークな仕組みは、特願 2021-55240 「ファンづくり支援装置、方法、及び、システム」で係属中であり、この点からもアールシーコアが自社商品だけでなく、そのビジネスモデル自体にも知財を活用していく姿勢が見受けられる。



第 36 期 (2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日) アールシーコア通信 (株主通信) 抜粋

BESS の家に暮らすユーザーの暮らしそのものが、ユーザーにとってブランドと考えられており、ユーザーからの暮らしぶりに関する SNS の投稿件数は 26 万件を超えている。平成 30 (7) 26166 意匠権侵害訴訟は、上記に関連した BESS ユーザーからの通報がきっかけであった。それは BESS の販社ではない住宅会社が、鳥取県内でほぼ同じデザインの住宅を分譲販売していたことを知らせる内容であった。アールシーコアは警告書を送付するが応答がなかったため、対抗措置として、相手企業に対し意匠権侵害訴訟を提起した。この訴訟手続きには、「組立家屋」という運搬可能な「物品」として意匠登録された意匠権が、戸建住宅、並びに販売時点で土地と建物を含んだ分譲住宅にも及ぶか？という建造物特有の問題が潜んでいた。この点に関し、アールシーコアは、相手企業が工場等で量産された部材を現場に運搬し組み立てて建築していることを立証することで、対象製品は工業的な量産可能性がある物品として裁判所に認めてもらうことに成功し、無事に勝訴を獲得することができた。この事件は新聞、専門紙などで数多く取り上げられ、判決以降、アールシーコア商品と類似する物件の報告はほぼ無くなったという効果が生まれた。

5 今後の知財保護活動並びにサステナビリティ関連の活動について

アールシーコアは、ログハウスなどで培った商品開発力を応用し、住宅だけでなく、施設や店舗等の企画及び建築のビジネスに進出することを視野に入れている。ログハウスへの国産材の活用にも取り組んでおり、住宅以外の建築物にも広げるために、2022年5月に施設・店舗建築の担当部門として、特建事業室を新設した。従来のログハウスをベースにした施設・店舗建築に加えて、コンクリートに匹敵する強度を誇るCLT（Cross Laminated Timber:直交集成板）の利用に着目している。CLTは、ひき板を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料であり、1995年頃からオーストリアを中心として発展し、現在では、ヨーロッパ各国やアメリカ、オーストラリアでも様々な建築物に利用されている。国産材を使ったCLTは「日本再興戦略改訂2014」の中でも林業の成長産業化を目指す国家戦略として推進されている。

知財面では、新たな事業領域であるため、他社の知的財産権の侵害などに十分留意すると共に、CLTを用いたログハウス（丸太組構法）用のログ材に関する特許（特許7169690）および、商標「CLTログハウス」（登録6202021）を取得した。その他、CLTを用いたログハウスに関する構造安全性や耐火性能に関する国土交通大臣認定を取得する等の準備を適宜行った。



CLT ログハウスの外壁耐火性能試験の様子

国産の木材が余剰気味であること、さらに、木は生長の過程で CO2 を吸収するが、吸収力は木の生長とともに衰えていく。そこで、大きく育った木は計画的に伐採し、木材として利用することで CO2 を木材に固定しながら、新たに植林を行い、CO2 吸収力の高い森林を育てることが CO2 削減に有効である。さらに、木造建築物は、鉄骨造や鉄筋コンクリート造と比較し、材料製造時及び建築時にかかるエネルギーがとても少なく済み、CO2 排出量を抑えることができる。

木造建築物で一般的に用いられる軸組工法や枠組壁工法などでは、構造強度を保つために多くの接合金物をビスや釘で固定する。そのため、木材を現わし仕上げで使用する場合の意匠性の問題や建築物を取り壊す際に、使用されていた木材の再利用が難しく、産業廃棄物になる課題がある。

一方で、「CLT ログハウス」で用いる丸太組構法は、ログ材が直角に交わる部分にノッチという刻みを入れて、ログ材を交互に積んでいき、上下のログ材をダボと通しボルトで固定する。



CLT ログハウスのログ材を交互に積む様子

これにより、接合金物などが露出することなく、意匠性に優れ、施工や解体も比較的容易になり、さらに解体したログ材を移設して再利用することも容易となる。CLT を用いることで、高い強度の確保とログ材の収縮を抑えることができるため、低層建築物だけでなく中層建築物の構築も可能となり、また、開口部を大きく取るなど、建築物のデザインの幅を広げることが可能となる。建築後も定期的なメンテナンスを行うことで、ログハウスはいつまでも美しい風合いを保ち、経年の魅力を増すことができる。以上から、アールシーコアは、環境負荷が少なく、サステナブルな建築物になることを考慮し、環境に配慮した新規事業の取り組みを行っていることが分かる。

以上